

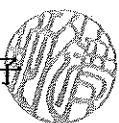
平成27年8月18日

国土交通省運輸審議会 御中

大阪市都島区都島本通3丁目16番8号

関西生活者連合会

副会長 渡久地歌子



公述申込書

1. 事案番号

平27第5015号

2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 指定する地域

大阪市域交通圏

4. 公述人

関西生活者連合会

副会長 渡久地歌子(とくち うたこ)

年齢 71歳

〒534-0021

大阪市都島区都島本通3丁目16番8号

連絡先電話番号 (06) 6921-7465

5. 事案に対する賛否

特定地域の指定に関し賛成します。



平成27年8月18日

国土交通省運輸審議会 御中

大阪市都島区都島本通3丁目16番8号

関西生活者連合会

副会長 渡久地歌子



公　述　書

私は、関西生活者連合会の副会長を仰せつかっております渡久地歌子と申します。

このたびのタクシーに関する特定地域の指定に関して意見を述べさせていただきたいと思います。

私ども消費者にとってタクシーとは、どういうものかという点から申し上げますと、タクシーは、鉄道やバスほどに身近な交通機関ではありませんが、使用目的によっては、なくてはならないものだと思っています。何より、ドア・ツー・ドアの大変便利な乗り物であることから、時間的に制約のある場合、また、手荷物のある場合、雨などの天候によっては利用する機会もあります。

タクシーに関する印象は、良くも悪くもないというのが本音であります。印象のよい運転者もおられますし、これはどうかなという方もおられます。ただ、タクシーの運転者は、お客様を見つけて乗ってもらい、場合によってはお客様との車内会話もして、最後は集金も行い、もちろん安全運転にも心がけなければならない大変な仕事だと思います。

利用する消費者にとっては、やはり安全が第一だと思います。これは何にも代えがたいものです。

今、大阪のタクシー業界の懸念材料として運転者の高齢化が進んでおり、若い運転者が入ってこない状況があると仄聞しております。そして新聞紙上でも高齢運転者の事故が多く報道されております。一概には言えませんが、高齢化と事故は、やはり相関関係があると思います。

また、若い運転者が入社してこないと聞きますが、その理由の一つに賃金をはじめとする労働条件があるように思います。厚生労働省の「平成26年賃金構造基本統計調査」にみられるとおり、タクシー運転者と全産業労働者の賃金及び労働時間の比較では、大阪府における賃金においてタクシー運転者の294万に対し、全産業では565万と271万の格差がありますし、反面、労働時間については、タクシー運転者が長いという実態にあります。

このような現状が、供給過剰に起因するものだということは一定理解できます。そして供給過剰の解消により労働条件が改善され、安全にもつながるのであれば大変結構なことだと思いますし、一方で、タクシーの需要を創出する方策も必要だと感じています。

今、大阪では、「子育てタクシー」、「妊婦さんのためのタクシー」、「外国人対応のタクシー」、「乗合タクシー」など現状を反映したタクシーが運行されています。このような取組みも需要の創出につながるものであると思いますが、あくまでも限定期的なものだと思います。

タクシーの利用を促進するとともに、タクシー離れを防ぐためには、基本的なサービスの履行が一番必要なことではないかと思います。利用者は、特に過剰なサービスを求めているわけではないし、安全に気持ちよく乗せてもらえば大方の人は満足するはずです。そういう点から言えば、タクシーは接客業であり、接客サービスの向上が重要であると言えます。ただ、これだけは明日からすぐに実行できるということではないと思います。普段の研修とか教育などの継続した取組みが必要となります。

結局、このような日頃の地道な努力がタクシーの需要を支える大きな要素となるのではないかと思います。

いずれにせよ、安全への取組み、供給過剰状態解消の取組み及び接客サービスを中心とした活性化の取り組みを複合させた議論を真剣に行っていくことが重要であります。

少子高齢化が進展していく中で、特に高齢者や障がい者といった交通弱者の移動手段としてタクシーの重要性が高まってくると思います。タクシーを利用する場合、その選択性の余地があまりありませんが、どのタクシーに乗っても一定のサービス水準が保たれるよう、今後とも努力していただければ利用者としてはありがたいと思っています。

大阪のタクシー業界は、良きにつけ悪しきにつけ報道されているのを目にしますが、現状のままでは問題があるのではと感じています。

大阪市域交通圏のタクシーが供給過剰であることは理解でき、そのためいろいろな弊害が出ていることも推測できます。

従って、先の「準特定地域協議会」で議決されているということでもあり、特定地域に指定をしていただき、その間に関係者の協議の場において、タクシーに係る諸問題について議論を深めていただき、利用者ニーズに対応した取組みを促進することにより、タクシー業界の活性化が図られるようお願いいたしまして、私の公述を終わります。

どうもありがとうございました。